

寄 附 行 為

財団法人セイコきもの文化財団

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人セイコきもの文化財団という。
英文名では、SEIKO KIMONO CULTURE FOUNDATION と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区上野1丁目20番11号に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、きものに関する資料を収集、公開するとともにきものに関する調査研究を行うことにより、きもの文化の普及向上を図り、あわせてきものを通して海外との文化交流を行い、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) きものに関する資料の収集・保管及び調査研究
- (2) きものに関する資料の公開展示
- (3) きものを通じた海外との文化交流
- (4) きものに関する研修会、講演会の開催及び講師の派遣
- (5) 機関誌その他の出版物の刊行
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第6条 この法人の資産は、次のとおりにする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
2. 基本財産は次に掲げるものをもって、構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第8条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2. 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費)

- 第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸貸対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
(うち、理事長1名及び必要があるときは常務理事1名を定めることができる)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
3. 監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係にある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序及び指名した理事がその職務を代理し又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること

(役員任期)

- 第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第22条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
2. 常勤役員に対する報酬は、理事会及び評議員会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

- 第23条 この法人には、評議員5名以上10名以内を置く。但し、理事現在数と同数以上とする。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 3. 評議員のうちには、役員のうちいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員のうちいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 評議員は、役員を兼ねることはできない。
5. 評議員には第20条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるものは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉会長)

- 第25条 この法人には名誉会長1名を置くことができる。
2. 名誉会長は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 3. 名誉会長は理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

- 第26条 この法人の事務を処理するために事務局及び必要な職務を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。
 3. 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

- 第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告書及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 評議員会の議長は、会議の都度、評議員の互選で定める。

3. 第27条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。
この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第30条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(議事録)

第31条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が記名押印の上、これを保存する。

第六章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類

- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- 2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3. 第1項第1号、第3号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. 第17条第1項及び第25条第2項の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事、監事及び名誉会長は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第20条の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。

理事長	小 泉 清 子
常務理事	徳 富 健 雄
理事	河 竹 俊 雄
理事	北 村 哲 郎
理事	小 泉 章
理事	佐 藤 孝 之
理事	多 賀 谷 恒 八
理事	武 藤 富 男
理事	由 水 徳 男
理事	米 津 昭 子
監事	篠 崎 三 亀 男
監事	高 橋 健 三
名誉会長	森 喜 朗

2. 第15条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、法人設立の日から、昭和60年3月31日までとする。

本寄附行為と相違ありません。

財団法人 セイコきもの文化財団

理事長 小 泉 清 子